

大府市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を指定したので、大府市予算決算会計規則（平成6年大府市規則第21号）第49条の2第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年6月29日

大府市長 岡村 秀人

記

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
アマノマネジメントサービス株式会社
神奈川県横浜市港北区菊名7丁目3番22号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入等
スマートフォンアプリ等を利用して納付される駐車場の使用料
- 3 指定納付受託者が歳入等を納付できる期間
令和8年7月1日から令和11年6月30日